

神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例（平成7年神奈川県条例第5号）新旧対照表

改 正	現 行
(目的) 第1条 この条例は、<u>全ての人が個人として尊重され、あらゆる分野の活動に参加する機会を保障されることの重要性にかんがみ、障害者等が安心して生活し、自らの意思で自由に移動し、及び社会に参加することができるバリアフリーの街づくりに関し、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、県の基本方針を定めてこれに基づく施策を総合的かつ計画的に実施し、及び施設等を障害者等が安全かつ快適に利用できるよう整備を進め、もって地域共生社会の実現に資することを目的とする。</u> (定義) 第2条 (略) (県の責務) 第3条 (略) 2 (略) 3 県は、自ら設置し、又は管理する施設等で県民の利用に供するものについて、障害者等が安全かつ快適に利用できるよう<u>配慮した施設等の整備を進めるものとする。</u> <u>4 県は、前項の施設等を障害者等が安全かつ快適に利用できるよう、情報の提供その他の支援を行うとともに、適正な配慮についての周知等の取組を行うものとする。</u> (事業者の責務) 第4条 事業者は、バリアフリーの街づくりの重要性及び自らの事業活動が地域社会と密接な関係にあることを認識し、<u>地域共生社会の実現に向け、県が実施するバリアフリーの街づくりに関する施策に協力しなければならない。</u> 2 事業者は、自ら設置し、又は管理する施設等について、障害者等が安全かつ快適に利用できるよう<u>配慮した施設等の整備に努めなければならない。</u> <u>3 事業者は、前項の施設等を障害者等が安全かつ快適に利用できるよう、情報の提供その他の支援を行うよう努めるとともに、適正な配慮についての周知等の取組を行うよう努めなければならない。</u> (県民の責務) 第5条 県民は、バリアフリーの街づくりの重要性及び地域社会の構成員としての自らの役割を認識し、<u>地域共生社会の実現に向け、県が実施するバリアフリーの街づくりに関する施策に協力しなければならない。</u> 2 (略)	(目的) 第1条 この条例は、<u>すべての人が個人として尊重され、あらゆる分野の活動に参加する機会を保障されることの重要性にかんがみ、障害者等が安心して生活し、自らの意思で自由に移動し、及び社会に参加することができるバリアフリーの街づくりに関し、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、県の基本方針を定めてこれに基づく施策を総合的かつ計画的に実施し、及び施設等を障害者等が安全かつ快適に利用できるよう整備を進め、もって心豊かな福祉社会かながわの実現に資することを目的とする。</u> (定義) 第2条 (略) (県の責務) 第3条 (略) 2 (略) 3 県は、自ら設置し、又は管理する施設等で県民の利用に供するものについて、障害者等が安全かつ快適に利用できるよう<u>配慮し、整備を進めるものとする。</u> (新規) (事業者の責務) 第4条 事業者は、バリアフリーの街づくりの重要性及び自らの事業活動が地域社会と密接な関係にあることを認識し、<u>福祉社会の実現に向け、県が実施するバリアフリーの街づくりに関する施策に協力しなければならない。</u> 2 事業者は、自ら設置し、又は管理する施設等について、障害者等が安全かつ快適に利用できるよう<u>配慮し、整備に努めなければならない。</u> (新規) (県民の責務) 第5条 県民は、バリアフリーの街づくりの重要性及び地域社会の構成員としての自らの役割を認識し、<u>福祉社会の実現に向け、県が実施するバリアフリーの街づくりに関する施策に協力しなければならない。</u> 2 (略)

改 正	現 行
第6条 (略) (施策の基本方針) 第7条 県は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる基本方針に基づく施策を計画的に実施するものとする。 (1) <u>全て</u>の県民がバリアフリーの街づくりに関する理解を深めるとともに、積極的にバリアフリーの街づくりに取り組むよう意識の高揚に努めること。 (2) 障害者等が自らの意思で自由に移動し、及び安全かつ快適に利用できるよう、<u>施設等の整備計画の策定等への障害者等その他の関係者の参画を推進するとともに、施設等の整備を相互の連関に配慮して推進すること。</u> (3) (略) 第8条～第28条 (略) (特別特定建築物に追加する特定建築物) 第29条 法第14条第3項の規定により条例で定める特別特定建築物に追加する特定建築物は、次に掲げるものとする。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第1項及び第2項に規定する応急仮設建築物並びに同条第6項の許可を受けた建築物（次条各号において「仮設建築物」という。）<u>並びに同法第87条の3第1項に規定する当該災害救助用建築物、同条第2項に規定する当該公益的建築物及び同条第6項の許可を受けた建築物を除く。</u> (1)～(3) (略) 第30条・第31条 (略) (建築物移動等円滑化基準の適用除外) 第32条 第29条各号に掲げる特定建築物のうち、<u>幼稚園、保育所及び幼保連携型認定こども園</u>については、政令第14条第1項第2号の規定は、適用しない。 2 (略) 第33条～第36条 (略)	第6条 (略) (施策の基本方針) 第7条 県は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる基本方針に基づく施策を計画的に実施するものとする。 (1) <u>すべての</u>県民がバリアフリーの街づくりに関する理解を深めるとともに、積極的にバリアフリーの街づくりに取り組むよう意識の高揚に努めること。 (2) 障害者等が自らの意思で自由に移動し、及び安全かつ快適に利用できるよう施設等の整備を相互の連関に配慮して推進すること。 (3) (略) 第8条～第28条 (略) (特別特定建築物に追加する特定建築物) 第29条 法第14条第3項の規定により条例で定める特別特定建築物に追加する特定建築物は、次に掲げるものとする。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第1項及び第2項に規定する応急仮設建築物並びに同条第6項の許可を受けた建築物（次条各号において「仮設建築物」という。）を除く。 (1)～(3) (略) 第30条・第31条 (略) (建築物移動等円滑化基準の適用除外) 第32条 第29条各号に掲げる特定建築物のうち、幼稚園及び保育所については、政令第14条第1項第2号の規定は、適用しない。 2 (略) 第33条～第36条 (略)